八　遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写し（当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限る。）その他の財産の取得の状況を証する書類

九　林業経営相続人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、当該林業経営相続人が第一号の相続の開始の直前において当該林業経営相続人に係る被相続人の推定相続人であつた旨を明らかにする書類

十　森林法施行規則第四十二条第三号に掲げる要件に該当することについて被相続人が受けた同令第四十三条第一項の農林水産大臣の確認に係る同条第五項の確認書

十一　相続の開始の直前及び相続税の申告書の提出期限（法第七十条の六の四第一項に規定する相続税の申告書の提出期限をいう。第十九項第三号及び第二十二項第四号において同じ。）を経過する時において現に効力を有する特定森林経営計画（特例施業対象山林に係るものに限る。）に係る計画書の写し及び当該特定森林経営計画に係る市町村長等の認定に係る通知の写し

十二　その他参考となるべき書類

17　法第七十条の六の四第八項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　林業経営相続人の氏名及び住所

二　被相続人から相続又は遺贈により特例山林（法第七十条の六の四第一項に規定する特例山林をいう。以下この条において同じ。）の取得をした日

三　特例山林の所在場所

四　法第七十条の六の四第八項第二号の経営報告基準日の属する年の前年までの各年分（当該経営報告基準日の直前の経営報告基準日（同条第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下この条において同じ。）までの各年分を除く。）の所得税法第三十二条第一項に規定する山林所得に係る収入金額

五　その他参考となるべき事項

18　法第七十条の六の四第八項第三号に規定する財務省令で定める要件は、森林法第十一条第五項第四号及び第六号（これらの規定を同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することとする。

19　法第七十条の六の四第八項第三号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　森林法第十七条第二項の届出書の写し

二　森林法施行規則第四十二条第一号に掲げる要件に該当することについての同令第四十三条第一項の農林水産大臣の確認（同条第二項第二号に掲げる場合に該当するものに限る。）に係る同条第五項の確認書

三　法第七十条の六の四第八項第二号の経営報告基準日の翌日から五月を経過する日が被相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合にあつては、当該経営報告基準日以後に受ける森林法施行規則第四十二条第二号に掲げる要件に該当することについての同令第四十三条第一項の農林水産大臣の確認に係る同条第五項の確認書

四　市町村長の証明書で、第八項第二号及び第三号に掲げる要件に該当することを証するもの

五　その他参考となるべき書類

20　施行令第四十条の七の四第十六項に規定する財務省令で定める書類は、特例山林に係る次に掲げる書類（同項の届出書を提出する日の直前の経営報告基準日に係るものに限る。）とする。

一　市町村長の証明書で、特定森林経営計画に従つて適正かつ確実に経営が行われてきたことを証するもの

二　森林法施行規則第四十二条第二号に掲げる要件に該当することについての同令第四十三条第一項の農林水産大臣の確認に係る同条第五項の確認書

三　その他参考となるべき書類

21　施行令第四十条の七の四第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その経営報告基準日における法第七十条の六の四第二項第七号ロに規定する猶予中相続税額（第三号及び次項において「猶予中相続税額」という。）

二　その経営報告基準日において林業経営相続人が有する特例山林の面積及び当該林業経営相続人に係る被相続人の氏名

三　その経営報告基準日（以下この号において「基準日」という。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に林業経営相続人につき法第七十条の六の四第三項又は第四項の規定により納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額がある場合には、同条第三項各号又は第四項のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中相続税額及びその明細

四　その他参考となるべき事項

22　施行令第四十条の七の四第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　林業経営相続人の氏名及びその死亡の時における住所

二　被相続人から法第七十条の六の四第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により特例山林の取得をした日

三　特例山林の所在場所

四　林業経営相続人の死亡の日の直前の経営報告基準日の属する年の前年までの各年分（当該経営報告基準日の直前の経営報告基準日及び相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分を除く。）の所得税法第三十二条第一項に規定する山林所得に係る収入金額

五　林業経営相続人の死亡の日における猶予中相続税額

六　林業経営相続人の死亡の日において当該林業経営相続人が有する特例山林の面積及び当該林業経営相続人に係る被相続人の氏名

七　林業経営相続人の死亡の日の直前の経営報告基準日の翌日から当該死亡の日までの間に当該林業経営相続人につき法第七十条の六の四第三項又は第四項の規定により納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額がある場合には、同条第三項各号又は第四項のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中相続税額及びその明細

八　その他参考となるべき事項

23　施行令第四十条の七の四第十八項に規定する財務省令で定める書類は、特例山林に係る次に掲げる書類とする。

一　市町村長の証明書で、被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡の日の前日までの間継続して当該林業経営相続人によつて特定森林経営計画に従つて適正かつ確実に経営が行われてきたことを証するもの

二　農林水産大臣の証明書で、被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡の日の前日まで森林法施行規則第四十二条第二号に掲げる要件に該当することについて引き続いて同令第四十三条第一項の農林水産大臣の確認を受けてきたこと並びに法第七十条の六の四第三項及び第四項の規定に該当しなかつたことを証するもの

三　その他参考となるべき書類

24　法第七十条の六の四第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の六の四第十五項の届出書を提出する者の氏名及び住所又は居所並びに死亡した林業経営相続人との続柄

二　前号の死亡した林業経営相続人の氏名及びその死亡の時における住所又は居所並びにその死亡した年月日

三　法第七十条の六の四第十五項の規定による相続税の免除を受けようとする旨及び当該免除を受けようとする相続税の額

四　その他参考となるべき事項